

平成 21 年度（第 1 回）

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

次の注意事項をよく読んでください。

（注意事項）

- 1 試験時間は、13 時 00 分から 15 時 00 分までの 2 時間です。
- 2 試験問題は、試験監督員の指示があるまで開かないでください。
- 3 試験問題用紙に乱丁、落丁、印刷不鮮明がある場合は、手を挙げて試験監督員に合図してください。
- 4 答は、別の解答用紙(マークシート)に記入してください。
- 5 試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。
- 6 試験室では試験監督員等の指示に従ってください。指示に従わないとき、又は不正行為等の不都合な行為があると認めたときは、退場をさせ、失格となることがあります。
- 7 試験開始 60 分後から、試験終了 10 分前までの間は退室できます。退室する場合は、手を挙げて合図をし、試験監督員が解答用紙を回収してから静かに退室してください。ただし、一度退室すると、試験が終了するまで再入室はできません。
- 8 試験問題用紙は、お持ち帰りください。
- 9 出題の根拠となる法令等の基準日は、以下の通りです。
 - (1) 「貸金業法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「利息制限法」並びにこれらの施行令、施行規則は、貸金業法の完全施行を含む範囲とします。
 - (2) 「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）」、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「苦情処理及び相談対応に関する規則」、「『苦情処理及び相談対応に関する規則』に関する細則」は、貸金業法の 3 条施行を含む範囲とします。
 - (3) 上記以外の関係法令は、平成 21 年 1 月 1 日現在施行されているものを対象とします。

法及び関係法令に関すること

【問題 1】

貸金業法上の用語の定義に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業とは、金銭の貸付けで業として行うものをいい、金銭の貸借の媒介で業として行うものは貸金業に含まれていない。
- ② 債務者等とは、債務者又は債務者であった者をいい、保証人及び保証人であった者は債務者等に含まれていない。
- ③ 貸金業者とは、「貸金業法第3条第1項に規定する登録」（以下、本問において「貸金業の登録」という）を受けた者をいい、貸金業の登録を受けていない者は貸金業者に含まれていない。
- ④ 顧客等とは、資金需要者である顧客をいい、保証人となろうとする者は顧客等に含まれていない。

【問題 2】

貸金業務取扱主任者に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という）ごとに複数の貸金業務取扱主任者を置くことはできない。
- ② 貸金業者は、営業所等ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数の貸金業務取扱主任者を置かなければならない。
- ③ 貸金業者は、貸金業務取扱主任者として、営業所等に常時勤務する者を置かなければならず、また営業時間中、貸金業務取扱主任者を当該営業所等に常時駐在させなければならない。
- ④ 貸金業者は、資金需要者等からの請求があったときは、貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならないが、従業者名簿には貸金業務取扱主任者の氏名及びその者が貸金業務取扱主任者である旨を記載することまでは求められていない。

【問題 3】

株式会社であるA社は、貸金業法第3条第1項に規定する登録（貸金業の登録）を受けようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社の主たる営業所等以外の営業所（従たる営業所）において、50人の使用人が貸付けに関する業務に従事している場合、その営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人に当たる。
- ② A社において、大口の取引先である金融機関との間における金銭の出納業務のみに従事する事務員は、登録申請書に記載すべき政令で定める使用人に当たる。
- ③ A社の業務を執行する取締役が未成年者である場合、当該取締役の法定代理人は、登録申請書に記載すべき役員に当たらない。
- ④ A社の総株主等の議決権の100分の25を超える議決権に係る株式を、自己名義で所有している個人は登録申請書に記載すべき役員に当たるが、他人名義で所有している個人は役員には当たらない。

【問題 4】

貸金業者であるA社は、個人である顧客Bとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約ではない。以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結しようとしている。A社とBとの間では、従前、貸付けに係る契約を締結したことはないが、Bは、貸金業者であるC社との間で極度額を80万円とする極度方式基本契約（以下、本問において「本件極度方式基本契約」という）を締結しており、その借入残高は60万円である。この場合に関する次の記述における（ ）の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

A社は、Bとの間で本件貸付契約を締結しようとする場合、Bから既にその提出又は提供を受けている場合を除き、Bから源泉徴収票その他のBの収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるもの（以下、本問において「資力を明らかにする書面等」という）の提出又は提供を受けなければならないことがある。

貸金業者が資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならないのは、第一に、貸金業者が個人顧客との間で新たに締結しようとする貸付けに係る契約の貸付金額と、当該貸金業者が当該貸付けに係る契約以外の貸付けに係る契約を締結している場合におけるその貸付けの残高の合計額とを合算した額（以下、本問において「当該貸金業者合算額」という）が（ア）を超える場合である。A社とBとの間では、本件貸付契約以外の貸付けに係る契約が締結されていない。そのため、A社とBとの間で本件貸付契約における貸付金額を（ア）を超える額とするときは、A社は、既にその提出又は提供を受けている場合を除き、Bから資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならない。

第二に、当該貸金業者合算額と、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額とを合算した額が（イ）を超える場合である。したがって、本件貸付契約に係る貸付けの金額が（ウ）を超える場合には、A社はBから資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けなければならない。

- | | | | | | | |
|---|---|-------|---|-------|---|-------|
| ① | ア | 50万円 | イ | 100万円 | ウ | 40万円 |
| ② | ア | 50万円 | イ | 100万円 | ウ | 20万円 |
| ③ | ア | 100万円 | イ | 200万円 | ウ | 120万円 |
| ④ | ア | 100万円 | イ | 200万円 | ウ | 140万円 |

【問題 5】

貸金業法第 17 条第 6 項及び同法第 18 条第 3 項に規定する「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるもの」（以下、本問において「マンスリーステートメント」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、顧客との間で極度方式基本契約を締結した場合、当該貸金業者は、当該顧客に対し、遅滞なく、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントを交付しなければならない。
- ② 貸金業者が、顧客との間で極度方式基本契約を締結した場合において、マンスリーステートメントの交付に関しあらかじめ当該顧客の承諾を得ていなくても、事後に承諾を得れば、貸金業者は、貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメントに記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- ③ 貸金業者が、顧客との間で締結した極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けに係る契約を締結する場合、当該貸金業者は、当該顧客に対し貸金業法第 17 条第 6 項に規定するマンスリーステートメント及び「貸金業法第 17 条第 1 項に規定する書面」（契約締結時の書面）をともに交付しなければならない。
- ④ 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権の全部又は一部について債務者から弁済を受けた場合において、当該債務者の承諾を得て、貸金業法第 18 条第 3 項に規定するマンスリーステートメントを交付するときは、「貸金業法第 18 条第 1 項に規定する書面」（受取証書）の交付に代えて、「受領年月日及び受領金額等を記載した書面」（簡素化書面）を当該債務者に交付することができる。

【問題 6】

貸金業者であるA社は、資金需要者であるBとの間で貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結するに際し、本件貸付契約に基づく債務の不履行の場合に直ちにBが強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書（以下、本問において「特定公正証書」という）を作成しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、本件貸付契約について、Bから、Bが特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面（委任状）を取得してはならない。
- ② Bが特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任する場合、A社は、Bのために適切な代理人を推薦しなければならない。
- ③ A社は、特定公正証書の作成を公証人に囑託する場合、あらかじめ、Bに対し、本件貸付契約に基づく債務の不履行のときには、特定公正証書により、Bが直ちに強制執行に服することとなる旨を説明すれば、Bの法律上の利益に与える影響に関する事項については説明する必要はない。
- ④ A社は、Bとの間で本件貸付契約を締結するに先立ち、Bに対し、特定公正証書について口頭で説明すれば、特定公正証書の作成を公証人に囑託する旨を約する契約を締結することができる。

【問題 7】

個人信用情報の提供に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における指定信用情報機関は、貸金業法第41条の13第1項に規定する指定（信用情報提供等業務を行う者の指定）を受けているものとする。

- ① 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した貸金業者（以下、本問において「加入貸金業者」という）は、当該信用情報提供契約締結前に既に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く）の貸付残高の有無にかかわらず、すべての契約に関する一定の事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。
- ② 加入貸金業者が、信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下、本問において「加入指定信用情報機関」という）に提供すべき事項には、個人顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号、契約年月日及び貸付けの金額が含まれるが、当該個人顧客の勤務先の商号又は名称は含まれない。
- ③ 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く）を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
- ④ 貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結する前に、資金需要者と貸付けに係る契約を締結していた。その後、当該貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した後、当該貸付けに係る契約に基づく債権の管理に必要であるため、当該資金需要者に係る信用情報の提供を当該指定信用情報機関に依頼した。この場合、当該貸金業者は、当該信用情報の提供の依頼について、当該資金需要者の同意を得なければならない。

【問題 8】

指定信用情報機関に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 法人は、日本の法令に準拠して設立されたか否かを問わず、信用情報提供等業務を行う者として内閣総理大臣の指定を受けることができる。
- ② 指定信用情報機関の職員が、信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らした場合、当該職員は刑事罰を科されることがあるが、指定信用情報機関の職員であった者が秘密を漏らしたとしても、当該職員であった者は刑事罰を科されることはない。
- ③ 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務及びこれに付随する業務を行うことができるが、それ以外の業務については、当該指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実にを行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務であっても、兼業の承認申請をすることはできない。
- ④ 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

【問題 9】

「貸金業法第18条第1項に規定する書面」（以下、本問において「受取証書」という）の交付に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権の一部について、債務者等から当該貸金業者の営業所窓口で弁済を受けた場合、当該貸金業者は、弁済を受けた一部について、受取証書を当該弁済者に交付する必要はない。
- ② 貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権の全部又は一部について債務者等から弁済を受け、受取証書を交付する場合、当該貸金業者は、受取証書に自己の商号及び住所、受領金額、受領年月日並びに弁済を受けた旨を示す文字を記載しなければならないが、契約年月日を記載する必要はない。
- ③ 貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権の全部又は一部について、債務者ではなく、かつ保証人でもない第三者から、当該貸金業者の営業所窓口で弁済を受けた場合、当該貸金業者は、受取証書を当該債務者に交付しなければならない。
- ④ 貸金業者が、貸付けに係る契約に基づく債権の全部又は一部について、債務者等から、預金又は貯金の口座に対する払込みにより弁済を受けた場合、当該貸金業者は、当該弁済をした者から請求を受けたときに限り、受取証書を当該弁済者に交付しなければならない。

【問題 10】

Aが、Bとの間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭をBに貸し付けようとしている。この場合における金利に対する法規制に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、金利については2月29日を含まない年を前提とする。

- ① AとBとの間で、元本を10万円とし、年4割（40%）の割合による利息の約定をして金銭消費貸借契約を締結した場合、Aが当該契約を業として行うか否かにかかわらず、Aは完全施行日後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、本問において「出資法」という）上刑事罰を科されることがある。また、当該利息の約定のうち年1割8分（18%）を超過する部分は完全施行日後の利息制限法（以下、本問において「利息制限法」という）に基づき無効となる。
- ② AとBとの間で、元本を100万円とし、年2割（20%）の割合による利息の約定をして金銭消費貸借契約を締結した場合において、Aが当該契約を業として行ったときは、Aは出資法上刑事罰を科されることがある。また、当該利息の約定のうち年1割5分（15%）を超過する部分は利息制限法に基づき無効となる。
- ③ AとBとの間で、元本を5万円とし、年2割9分5厘（29.5%）の割合による利息の約定をして金銭消費貸借契約を締結した場合において、Aが当該契約を業として行っていないときは、Aは出資法上刑事罰を科されることはない。また、当該利息の約定のうち年2割（20%）を超過する部分は利息制限法に基づき無効となる。
- ④ AとBとの間で、元本を50万円とし、年15割（150%）の割合による利息の約定をして金銭消費貸借契約を締結した場合、Aが当該契約を業として行うか否かにかかわらず、Aは出資法上刑事罰を科されることがある。また、当該利息の約定のうち年1割5分（15%）を超過する部分は利息制限法に基づき無効となる。

【問題 11】

完全施行日後の利息制限法に規定するみなし利息に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 営業的金銭消費貸借においては、契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、強制執行の費用は、利息とみなされない。
- ② 営業的金銭消費貸借においては、契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、公租公課の支払いに充てられるべきものは、利息とみなされる。
- ③ 営業的金銭消費貸借においては、契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る）は、利息とみなされる。
- ④ 営業的金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭のうち、債務者の要請により金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料は、利息とみなされる。

【問題 12】

貸金業法第 24 条の 6 の 3 に規定する業務改善命令に関する次の記述における () の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、(ア) と認めるときは、当該貸金業者に対し、その必要の限度において、(イ) その他業務の運営の改善に必要な措置を命じることができる。これは業務改善命令と呼ばれる。この業務改善命令に違反した者は、(ウ) の対象となる。

- ① ア 法令違反がある
イ 業務の方法の変更
ウ 1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はこれの併科
- ② ア 法令違反がある
イ 登録の取消し
ウ 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれの併科
- ③ ア 資金需要者等の利益の保護を図るため必要がある
イ 登録の取消し
ウ 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれの併科
- ④ ア 資金需要者等の利益の保護を図るため必要がある
イ 業務の方法の変更
ウ 1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はこれの併科

【問題 13】

貸金業者の内部管理態勢の整備に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という）では、監督当局は、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者を監督するに当たっては、当該貸金業者が、自ら貸金業に関する業務の検証を行う自己検証のみでは足りず、外部監査人による外部監査の態勢を整備しているかに留意するものとされている。
- ② 監督指針では、内部監査部門とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等を行い、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まないとされている。
- ③ 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- ④ 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則では、日本貸金業協会に加入している貸金業者（協会員）は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があるとされている。

【問題 14】

貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という）では、監督当局は、貸金業者を監督するに当たっては、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているかに留意するものとされている。
- ② 監督指針では、監督当局は、貸金業者を監督するに当たっては、資金需要者等の情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、資金需要者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているかに留意するものとされている。
- ③ 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む）に関する社内規則その他これに準ずるもの（以下、本問において「社内規則等」という）を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。
- ④ 貸金業者は、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人又は法人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じることが義務付けられている。

【問題 15】

Aは、「貸金業法第3条第1項に規定する登録」（以下、本問において「貸金業の登録」という）を受けずに貸金業を営もうとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問において、貸金業法第2条第1項ただし書の規定（貸金業から除かれるもの）は考慮しないものとする。

- ① Aが、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行った場合、Aは、貸金業法上、刑事罰を科されることがある。
- ② Aが、不正の手段によって貸金業の登録を受けた場合、Aは、貸金業法上、刑事罰を科されることがある。
- ③ Aが、業として行った貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、債務者であるBに対し、B以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により当該貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求した場合、Aは、貸金業法上、刑事罰を科されることがある。
- ④ Aが、貸金業を営む旨の表示又は広告をした場合、それが貸金業を営む目的をもってなされたときに限り、Aは、貸金業法上、刑事罰を科されることがある。

【問題 16】

貸金業者であるA社は、貸金業法第4条第1項各号（登録事項）に掲げる事項の変更を考えている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社が営業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。
- ② A社が役員を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。
- ③ A社が、個人である役員の変更を届け出るときは、運転免許証など本人確認に利用できる書類の写しや、住民票の抄本又はこれに代わる書面、履歴書等のほかに、貸金業法第6条第1項第9号（法人の役員に係る登録の拒否事由）に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。
- ④ A社が、登録事項の変更を届け出るに際し、虚偽の届出をしたときは、50万円以下の罰金に処せられることがある。

【問題 17】

貸付条件等及び標識の掲示に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、当該営業所又は事務所の業務を統括する者の氏名を掲示しなければならない。
- ② 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、貸付けの利率を掲示する場合、その年率を百分率で少なくとも小数点以下1位まで表示する方法により掲示しなければならない。
- ③ 貸金業者は、営業所等が現金自動設備であり、その現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（包括契約）に基づく金銭の交付又は回収のみを行う場合は、貸付けの利率や返済の方式等の貸付条件等を掲示する必要はない。
- ④ 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

【問題 18】

日本貸金業協会に加入している貸金業者であるAは、Bとの間で極度方式基本契約を締結しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① AがBとの間で極度方式基本契約を締結した場合、Aは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、「貸金業法第17条第2項前段に規定する書面」（以下、本間において「極度方式基本契約における契約締結時の書面」という）をBに交付しなければならない。
- ② AがBとの間で極度方式基本契約を締結した後、AとBとの間の合意により当該契約における極度額を引き下げる旨の変更をした場合、Aは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、「貸金業法第17条第2項後段に規定する書面」（極度方式基本契約における契約変更時の書面）をBに交付しなければならない。
- ③ Aが極度方式基本契約における契約締結時の書面をBに交付する場合、Aは、当該書面にAの商号、名称又は氏名及び住所、Aの登録番号並びにBの商号、名称又は氏名及び住所等を記載しなければならない。
- ④ 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則では、AがBとの間で極度額を50万円として極度方式基本契約を締結する場合、Aは、原則として、当該契約に基づく極度方式貸付けの返済が5年以内に終了するようにしなければならないとされている。

【問題 19】

貸金業者であるA社は、顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約ではない。以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結し、Bの知人であるCと本件貸付契約について保証契約を締結することとした。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、Cとの間で保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、「貸金業法第16条の2第3項に規定する書面」（保証契約における契約締結前の書面で、当該保証契約の概要を記載した書面及び詳細を記載した書面の2種類の書面）をCに同時に交付しなければならない。
- ② A社は、Cとの間で保証契約を締結したときは、遅滞なく、Cに対し、「貸金業法第17条第3項前段に規定する書面」（保証契約における契約締結時の書面）を交付しなければならない。
- ③ A社は、Bとの間で、本件貸付契約を改定して返済金額を変更し返済期間を延長したことに伴い、Cとの間の保証契約における保証期間を延長する旨の変更をしたときは、「貸金業法第17条第3項後段に規定する書面」（保証契約における契約変更時の書面）を、遅滞なくCに交付しなければならない。
- ④ A社は、Bとの間で、保証の対象となる貸付けに係る契約を複数締結した場合には、Cとの間の保証の対象となるすべての貸付けに係る契約につき、「貸金業法第17条第4項に規定する書面」（契約締結時の書面）を1つの書面にまとめ、遅滞なくCに交付しなければならない。

【問題 20】

過剰貸付け等の禁止に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合、当該貸金業者は、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額であるときその他の内閣府令で定めるときを除き、3か月以内の期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かを調査しなければならない。
- ② 貸金業者が、極度方式基本契約の相手方である個人顧客に対して当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合において、当該下回る額を増額するときであっても、当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものに該当するときは、当該貸金業者は、当該個人顧客の返済能力を調査する義務を負わない。
- ③ 貸金業者が、法人である顧客との間で貸付けに係る契約を締結しようとする場合、貸金業者は、当該貸付けに係る契約が当該顧客の返済能力を超える契約であるか否かを調査する義務を負わない。
- ④ 貸金業者は、顧客等と貸付けに係る契約を締結した場合には、顧客の返済能力に関する事項の調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

【問題 21】

貸金業法第13条の2第2項に規定する個人過剰貸付契約に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であって、当該貸付けに係る契約の1か月の負担が当該債務に係る1か月の負担を上回るものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ② 不動産の建設もしくは購入に必要な資金又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ③ 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得するものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- ④ 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の高額療養費（健康保険法所定のもの）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。

【問題 22】

貸金業者であるA社は、Bとの間で貸付けに係る契約（以下、本問において「本件貸付契約」という）を締結するに当たり、本件貸付契約につき、Bの知人であるCとの間で保証契約（以下、本問において「本件保証契約」という）を締結しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、総量規制の適用についてその内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問におけるすべての貸付けに係る契約は、住宅資金貸付契約その他貸金業法施行規則第10条の21第1項に定める契約（住宅資金貸付契約等）、極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約ではないものとする。

- ① A社は、Cとの間で本件保証契約を締結しようとする場合には、Cの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。その調査に際しては、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。
- ② Cが、貸金業者であるD社との間で貸付けに係る契約を締結している場合において、CのD社に対する借入残高とA社とBとの間の本件貸付契約に係る貸付けの金額の合計額がBの年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に3分の1を乗じて得た額を超えることとなるときは、A社は、Cとの間で本件保証契約を締結することができない。
- ③ A社が、Cとの間で本件保証契約を締結しようとする場合において、本件保証契約がCの返済能力を超える保証契約と認められるときは、A社は、Cとの間で本件保証契約を締結することができない。
- ④ A社が、Cとの間で本件保証契約を締結した場合において、本件貸付契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅していないときは、A社は、Cの返済能力の調査に関して作成した記録を、本件貸付契約で定めた最終の返済期日又は本件保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日まで保管しなければならない。

【問題 23】

貸付けの契約の相手方等を被保険者とし、貸金業者が保険金額の支払いを受けることとなる生命保険契約に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸付けの契約の相手方等を被保険者とする生命保険契約の存在が、不適切な取立て行為を招き、ひいては貸付けの契約の相手方等の自殺を誘発しているとの社会的批判がみられたために、貸金業法に生命保険契約の締結に関する規定が設けられた。
- ② 貸金業者が、個人顧客との間でその住宅の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方となろうとする者の自殺による死亡を保険事故とする生命保険契約を締結することは、貸金業法により禁止されている。
- ③ 貸金業者が、貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たり、当該保証人となろうとする者を被保険者とする生命保険契約を締結しようとする場合において、当該被保険者から商法第674条第1項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、貸金業法第16条の3第1項に規定する書面（生命保険契約に係る同意前の書面）を被保険者に交付しなければならない。
- ④ 貸金業者が、貸金業法第12条の7に規定する生命保険契約の締結に係る制限に違反した場合、刑事罰を科されることがある。

【問題 24】

「貸金業法第 19 条に規定する帳簿」（以下、本問において「帳簿」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- ② 債務者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、帳簿のうち当該債務者に利害関係がある部分に限り、その閲覧又は謄写を請求することができる。
- ③ 貸金業者は、保証人から、当該保証人の権利の行使に関する調査を目的として、主たる債務者に係る帳簿の閲覧請求を受けた場合、閲覧請求の対象である帳簿が請求者である保証人本人のものでないことを理由に、当該請求を拒むことができる。
- ④ 貸付けの契約（極度方式基本契約ではない）に基づく債権が債務者の弁済により消滅した場合であっても、貸金業者は、当該貸付けの契約について、帳簿を当該債権の消滅した日から少なくとも 10 年間保存しなければならない。

【問題 25】

貸金業者による取立て行為に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、支払いの催告に関する「貸金業法第21条第2項の規定」（取立て行為の規制）に違反した場合、当該貸金業者は、その登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事から、その登録を取り消され、又は1年以内の期間を定めて、その業務の全部もしくは一部の停止を命じられることがある。
- ② 貸金業者が、債務者に対し支払いを催告するために電磁的記録を送付する場合、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者以外の者に明らかにならない方法により行われなければならない。
- ③ 貸金業者の従業者が、債務者宅を訪問し債権の取立てをするに当たり、相手方から、当該貸金業者の商号、名称もしくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう請求があった場合には、当該貸金業者の商号等を記載した書面を交付する方法に代えて、「貸金業法第12条の4に規定する証明書」（貸金業者の従業者であることを証する証明書）の提示によることができる。
- ④ 貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者から委託を受けた者は、債務者に対し支払いを催告する方法として、書面に代えて電磁的記録の送付によることはできない。

【問題 26】

貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立ての委託をしようとする場合において、その相手方が暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者であることを知り、又は知ることができるときは、当該取立ての委託をしてはならない。
- ② 貸金業者から貸付けの契約に基づく債権の取立ての委託を受けた者は、債務者の請求がなくても、債務者に対して当該債権の取立てを行うに際し、貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた旨等を記載した書面を当該債務者に提示しなければならない。
- ③ 貸金業者の貸金業に関し貸金業法第4条第1項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者は、貸金業法第24条第4項（債権譲渡等の規制）に規定する密接な関係を有する者に該当する。
- ④ 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が、自己の名義をもって、当該貸金業者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権に相当する株式を保有している場合、当該譲受人は、貸金業法第24条第4項に規定する密接な関係を有する者に該当する。

【問題 27】

次の①～④の記述のうち、貸金業法において、日本貸金業協会がその業務規程に定めなければならないとされている事項として適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 日本貸金業協会に加入している貸金業者（以下、本問において「協会員」という）が営む貸金業に係る過剰貸付けの防止に関する事項
- ② 協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項
- ③ 協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等（債務者等であった者を含む）からの苦情の解決に関する事項
- ④ 協会員に対する営利の目的をもってする経営指導に関する事項

【問題 28】

次の①～④の記述のうち、貸金業者向けの総合的な監督指針において、貸金業者が行った場合に、貸金業法第12条の6第4号に規定する不正又は著しく不当な行為に該当するおそれが大きいとされている行為として適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 契約の締結又は変更に際して、クレジットカードを担保として徴求すること
- ② 貸金業者が、架空名義もしくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること
- ③ 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること
- ④ 契約の締結又は変更に際して、印鑑登録証明書の写し、運転免許証の写し又は健康保険証の写しを徴求すること

【問題 29】

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則に規定する個人向け貸付けの契約に係る新聞、雑誌又は電話帳による広告に関する遵守事項等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 日本貸金業協会に加入している貸金業者（以下、本問において「協会員」という）は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するに当たり、日本貸金業協会が指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口を罫線で囲んで表示しなければならない。
- ② 協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するに当たり、日本貸金業協会マークを表示するに際しては、視認性が確保される程度の大きさにすることに留意しなければならない。
- ③ 協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するに当たり、ギャンブル専門紙に広告を掲出するに際しては、安易な借入りを助長する表現又はその疑いのある表現を排除することに留意しなければならない。
- ④ 協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するに当たり、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、貸付条件の確認並びに使い過ぎ及び借り過ぎへの注意並びに計画的な借入れについての事項につき啓発文言を入れなければならない。

【問題 30】

貸金業者であるA社は、貸金業の業務を第三者であるB社へ委託した。この場合、貸金業者向けの総合的な監督指針において、監督当局が、A社の監督に当たって留意するものとされている事項に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 外部委託された業務が海外で行われる場合を除き、A社が、B社と委託契約を締結していてもA社とA社の顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、A社が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることを明らかにしているか
- ② A社が、B社における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置を確保しているか
- ③ A社が、外部委託リスクが顕在化したときの対応を規定した社内規則等を定め、従業員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか
- ④ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、A社が、顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

【問題 31】

契約の成立に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① AがBとの間で金銭を貸し付ける契約を締結する場合、当該契約は、民法の規定によれば、Aが金銭を貸し付けることを約し、Bがこれに対して借り入れた金銭と同額の金銭を返還することを約することによって成立する、いわゆる諾成契約とされている。
- ② 東京在住のAが、大阪に所在するB社との間で、B社から商品を購入する契約を締結するため、B社に契約の申込書を郵送した。B社がAからの契約の申込みに対して承諾の通知を郵送し当該通知がAに到達した。この場合、民法上、AとB社との間の売買契約は、B社が郵送した承諾の通知がAに到達した時に成立する。
- ③ Aが、事務用品の販売会社であるB社がインターネットのホームページ上に設置している商品購入画面で事務用品の購入を申し込み、B社は承諾の通知を電子メールで送信した。この場合、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律上、AとB社との間の売買契約は、B社が送信した電子メールがAに到達した時に成立する。
- ④ 商人Aが、平常取引をしているBから、その営業の部類に属する契約の申込みを受けたが、契約の申込みに対する諾否の通知を遅滞なく発しなかった場合、商法上、Aは当該契約の申込みを拒絶したものみなされる。

【問題 32】

債務不履行に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 当事者が契約において、債務の履行について不確定期限を定めた場合、民法上、債務者は、その期限が到来した時から遅滞の責任を負う。
- ② 債務者が契約に基づいて負っている債務が履行不能となった場合、民法上、債権者は、債務者に対し債務の履行を催告した後に限り、契約を解除することができる。
- ③ 債権者が債務者の債務不履行によって損害を被った場合、民法上、債権者には、債務不履行がなければ損害が発生しなかったという関係（条件関係）にある全損害について、債務者に対する損害賠償請求が認められる。
- ④ 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、民法上、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

【問題 33】

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、本問において「犯罪収益移転防止法」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸金業者が、顧客との間で金銭の貸付けを内容とする契約を締結するときは、当該顧客の本人確認をしなければならないが、金銭の貸借の媒介を内容とする契約を締結するときは、本人確認をする必要がない。
- ② 貸金業者が、犯罪収益移転防止法に基づき、自然人である顧客（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものを除く）の本人確認として確認しなければならない本人特定事項は、氏名、住居及び生年月日である。
- ③ 貸金業者が、既に取り引をしたことのある顧客との間で金銭の貸付けを内容とする契約を締結するときであっても、契約を締結する都度、当該顧客の本人確認をしなければならない。
- ④ 貸金業者が、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客の本人確認を行って作成した本人確認記録は、当該顧客との取引に係る契約が終了する日まで保存すれば足りる。

【問題 34】

保証契約に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 保証契約は、債権者と保証人となろうとする者の間で、書面又は電磁的記録によって締結されなければ、その効力を生じない。
- ② 連帯保証においては、主たる債務者が債権者にその債務の全額を弁済したとしても、保証人は債権者に対して保証債務の消滅を主張することができない。
- ③ 連帯保証において、債権者が、主たる債務者に債務の履行を請求することなく、保証人に保証債務の履行を請求した場合、原則として保証人は債権者に対し、まず主たる債務者に催告すべき旨を請求することができる。
- ④ 2人の連帯保証人が1つの主たる債務を共同して保証している場合、各連帯保証人は、主たる債務の2分の1に相当する額についてのみ保証債務を負う。

【問題 35】

物権変動に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① Aが、自己の所有する不動産をBに売却した場合、AとBとの間に特約がなければ、民法上、当該不動産の所有権は、BがAに当該不動産の売買代金を支払った時点でAからBに移転する。
- ② Aは、自己の所有する不動産をBに売却した後、Cに対しても当該不動産を売却した。BがCより先に当該不動産について所有権移転登記を受けた場合、Bは、原則として自己が当該不動産の所有者である旨をCに主張することができる。
- ③ Aが、自己の所有する動産をBに売却した場合、Bは、当該動産の引渡しを受けていなくても、自己が当該動産の所有者である旨を第三者に主張することができる。
- ④ Aは、Bから預かっていた動産をCに売却し引き渡した。この場合、Cが、買い受けた時に、当該動産がAの所有物であることにつき善意か悪意かを問わず、即時取得が成立し、Cは、自己が当該動産の所有者である旨をBに主張することができる。

【問題 36】

弁済に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金銭消費貸借契約において、借入金債務を弁済すべき場所について当事者間に別段の定めがなされていない場合、民法上、貸主は、借主の現在の住所において債務の履行を請求しなければならない。
- ② 金銭消費貸借契約において、借入金債務の弁済のための費用の負担について当事者間に別段の定めがなされていない場合、民法上、弁済のための費用は、原則として、債権者が負担しなければならない。
- ③ 金銭消費貸借契約における借主が元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、借主がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付を貸主に行った。当事者間に別段の定めがなされていない場合は、民法上、貸主は給付を受けた金銭を費用、利息、元本の順に充当しなければならない。
- ④ 金銭消費貸借契約において、当事者間に、借主以外の第三者（保証人を除く）による弁済を禁ずる旨の別段の定めがなされていた場合であっても、民法上、保証人以外の第三者は、借主の貸主に対する借入金債務を弁済することができる。

【問題 37】

強制執行に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 少額訴訟における確定判決に表示された当事者のためにする強制執行は、確定判決の正本に基づいて実施され、確定判決に執行文が付されていることを要しない。
- ② 債権者が自己の貸金返還請求権につき執行証書を有する場合における強制執行は、執行証書の正本に基づいて実施され、執行証書に執行文が付されていることを要しない。
- ③ 強制執行が開始されると、その後、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が債務者に送達される。
- ④ いったん債務名義の正本に執行文が付された後は、たとえ当該債務名義の正本が滅失したとしても、再度執行文が付与されることはない。

【問題 38】

貸金業者であるA社は、個人顧客であるBに金銭を貸し付けた。その後、Bは、A社に借入金の一部を返済した後に死亡した。Bには、配偶者であるC並びに子D、子E及び子Fがおり、他に相続人はいない。この場合に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 民法上、被相続人の配偶者は相続の放棄をすることができないとされているため、Cは、BがA社に負担していた債務を常に相続することとなる。
- b Dが相続の放棄をする場合、Dが、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければ、相続の放棄はその効力を生じない。
- c Eは、相続の放棄をした後であっても、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内であれば、これを撤回することができる。
- d Fが相続の放棄をした場合、Fは、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる。

- ① a b ② a c ③ b d ④ c d

【問題 39】

取締役会設置会社（委員会設置会社ではないものとする）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 取締役会は、取締役会設置会社の業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会は、支店その他重要な組織の設置、変更及び廃止について取締役に委任することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の業務の執行を監督する。
- ④ 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

【問題 40】

貸金業者であるA社は、Bとの間の貸付けに係る契約に基づきBがA社に対して負う債務（以下、「本件債務」という）の弁済を第三者であるC社（Bの保証人ではない）に委託しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① C社が暴力団員等によりその運営を支配されている法人であり、A社がそのことを知り、又は知ることができる場合、貸金業法上、A社は、本件債務の弁済をC社に委託することができない。
- ② C社が本件債務の弁済をA社から受託した場合において、C社が当該債務の弁済につき利害関係を有していないときは、民法上、C社は、本件債務の弁済がBの意思に反しなくても、A社に対し本件債務の弁済をすることができない。
- ③ C社が、A社の委託に基づき本件債務を弁済し、Bに対し求償権を取得した場合、貸金業法上、C社は、当該求償権を行使するに当たって、Bを威迫してはならない。
- ④ C社が、A社の委託に基づき本件債務を弁済し、Bに対し求償権を取得した。この場合、C社の営業所の所在する都道府県の知事が、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、C社は、当該都道府県の職員による、C社の営業所への立入り、その業務に関する質問、又は帳簿その他の物件の検査を受けることがある。

【問題 41】

「民事訴訟法第7編に規定する督促手続」（以下、本問において「支払督促」という）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して行う。
- ② 支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。
- ③ 債務者が支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしない場合、裁判所書記官は、債権者の申立てがなくても、職権で、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。
- ④ 支払督促を申し立てた債権者が、仮執行の宣言の申立てをすることができる時から30日以内にその申立てをしない場合、当該支払督促はその効力を失う。

【問題 42】

破産法第1条に規定する破産法の目的に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 破産法の目的の1つとして、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図ることが規定されている。
- ② 破産法の目的の1つとして、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることが規定されている。
- ③ 破産法の目的を果たすために、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等が規定されている。
- ④ 破産法の目的を果たすために、経済的に窮境にある債務者について、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等が規定されている。

資金需要者等の保護に関すること

【問題 43】

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する個人情報の安全管理対策に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、個人データの取得、利用又は保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」又は「技術的安全管理措置」のいずれかを講じなければならない。
- ② 金融分野における個人情報取扱事業者は、「組織的安全管理措置」として、取得・入力、利用・加工、保管・保存、及び消去・廃棄の各段階における個人データの取扱規程を整備しなければならないが、個人データの漏えい事案等に関しては、個々の事案に応じて柔軟な対応が必要であるため、取扱規程を整備することを要しない。
- ③ 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、個人情報の保護に関する法律（以下、本問において「個人情報保護法」という）第22条（委託先の監督）に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ④ 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第21条（従業者の監督）に従い、個人データの安全管理が図られるよう、当該事業者と雇用関係にない取締役、監査役及び派遣社員等を除き、当該事業者と雇用関係にある正社員、パート社員及びアルバイト社員等の従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【問題 44】

消費者契約法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 消費者契約法上、事業者とは法人その他の団体をいい、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人は消費者契約法上の事業者には当たらない。
- ② 事業者と消費者との間の消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項が定められた場合、当該条項は消費者契約法に基づき無効となる。
- ③ 貸金業者が、個人顧客に対して金銭を貸し付けるに当たり、貸付けに係る契約において、当該個人顧客が返済期日に借入金を返済しなかった場合に関する違約金の定めをしていたときは、当該貸付けに係る契約が消費者契約法に基づき無効となることはあっても、貸金業法に基づき無効となることはない。
- ④ 事業者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、契約の重要事項について事実と異なることを告げた場合は、たとえ勧誘を受けた消費者がその告げられた内容が事実であるとの誤認をせず当該消費者契約を締結したとしても、当該消費者は、消費者契約法に基づき、当該契約を取り消すことができる。

【問題 45】

A社は、日本貸金業協会に加入している貸金業者（協会員）である。A社は、自社の顧客及び顧客であった者（以下、本問において「顧客等」という）にいわゆるダイレクトメールを送付して、貸付けに係る契約の締結を勧誘しようとしている。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、A社との常時連絡が可能な電話番号であれば、貸金業者登録簿に登録されていない電話番号であっても顧客等に送付するダイレクトメールに表示することができる。
- ② A社は、顧客等に送付するダイレクトメールに、借入れが容易であることを過度に強調することにより、ダイレクトメールを受け取った顧客等の借入意欲をそそるような表示をしてはならない。
- ③ A社が送付したダイレクトメールを受領したBが、A社に対し、一定の期間、当該取引に係る勧誘を拒否する旨の意思を明示的に表示した。この場合、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下、本問において「自主規制規則」という）では、A社は、Bが示した拒否の意思表示に応じる必要はないが、その拒否の事実を記録し、これを保存しなければならないとされている。
- ④ A社が送付したダイレクトメールを受領したBが、A社に対し、「今後一切の連絡を断る」旨の意思を明示的に表示した場合について、自主規制規則では、A社は、当該意思の表示があった日から最低3年間は、一切の勧誘をしてはならないが、当該期間経過後は、何らの制限もなくBに勧誘することができるとされている。

【問題 46】

A社は貸金業者である。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社が、個人顧客であるBとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約ではない）を締結しようとする場合、A社は、「貸金業法第16条の2第1項に規定する書面」（以下、本間において「契約締結前の書面」という）に、契約年月日、Bの氏名及び住所等を記載し、当該契約を締結するまでに交付しなければならない。
- ② A社が、個人顧客であるCとの間で貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約ではない）を締結しようとする場合、A社は、契約締結前の書面に、貸金業法第16条の2第1項に規定する事項を、日本工業規格に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、当該契約を締結するまでに交付しなければならない。
- ③ A社が、個人顧客であるDとの間で極度方式基本契約を締結しようとする場合、A社は、「貸金業法第16条の2第2項に規定する書面」（極度方式基本契約における契約締結前の書面）に、A社の商号及び住所、極度額及び貸付けの利率等を記載し、当該契約を締結するまでに交付しなければならない。
- ④ A社が、個人顧客であるEとの間の貸付けに係る契約について、Fとの間で保証契約を締結しようとする場合、A社は、Fに対し、「貸金業法第16条の2第3項に規定する書面」（当該保証契約の概要を記載した書面及び詳細を記載した書面の2種類の書面）に、A社の商号及び住所、保証期間等を記載し、当該契約を締結するまでに同時に交付しなければならない。

【問題 47】

A社は、日本貸金業協会（以下、本問において「協会」という）に加入している貸金業者（協会員）である。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① A社は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができるかと認められる団体を紹介するよう努めなければならない。
- ② A社から金銭を借り入れたBが、協会の支部に設置されている相談窓口に対し、A社が貸金業法に違反している疑いがある旨の苦情を申し立てた。苦情処理及び相談対応に関する規則（以下、本問において「苦情処理規則」という）では、当該申立ての内容が簡易であり、高度な専門的知識を必要としない案件であることが明らかな場合において、当該相談窓口が自らその申立てを処理するときは、当該相談窓口は、Bから苦情に係る事情を聞き取り、必要な助言を行うとともに、A社に対して、苦情の内容を通知し、迅速な処理を求めなければならないとされている。
- ③ A社から金銭を借り入れたBが、協会に貸付自粛を要請した場合につき、苦情処理規則では、協会は、Bによる貸付自粛の要請に対し、誠実に対応し、公正、迅速かつ透明な解決を図るよう努めなければならないとされている。
- ④ A社から金銭を借り入れたBが、当該貸付けに係る契約により負担した金銭債務を主たる理由として返済困難な状況に陥った。苦情処理規則では、この場合につき、Bは、協会に対し、当該状況の改善のための助言等を求めることができるが、Bの近親者Cは、たとえ正当な利害関係を有する者であっても、協会に対し、当該助言等を求めることができないとされている。

財務及び会計に関すること

【問題 48】

企業会計原則（大蔵省企業会計審議会発表）の一般原則に関する次の記述における（ ）の中に入れるべき適切な字句の組み合わせを①～④の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、（ア）を提供するものでなければならない。また、企業会計は、すべての取引につき、（イ）の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。さらに、企業会計は、（ウ）によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

- | | | | | | | |
|---|---|-------|---|---------|---|------|
| ① | ア | 真実な報告 | イ | 正規の簿記 | ウ | 財務諸表 |
| ② | ア | 真実な報告 | イ | 健全な会計処理 | ウ | 会計記録 |
| ③ | ア | 正確な報告 | イ | 正規の簿記 | ウ | 会計記録 |
| ④ | ア | 正確な報告 | イ | 健全な会計処理 | ウ | 財務諸表 |

【問題 49】

企業が作成する決算書等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 貸借対照表は、企業の一定期間における収益から費用を控除し、その差額を利益あるいは損失として表示した報告書であり、企業の一定期間の経営成績を表すものである。
- ② 損益計算書は、企業の資産、負債、純資産を表示した報告書であり、企業の一定時点における財政状況を表すものである。
- ③ キャッシュ・フロー計算書は、企業の一会計期間における資金（現金及び現金同等物）の流れ、あるいは資金の増減を一定の活動区分別に表示するものであるが、すべての企業にその作成義務が課されているわけではない。
- ④ 株式会社の会計帳簿は、日次・週次・月次などにおける一定期間の資金の動きのみを把握するために作成される管理資料であり、その作成について規定した法令は存在しない。

【問題 50】

次の①～④の記述のうち、貸金業法第13条第3項に規定する個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載した書面（個人顧客の資力を明らかにする書面）として適切でないものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 給与所得の源泉徴収票（所得税法所定のものであり、かつ一般的に発行される直近の期間に係るもの）
- ② 所得税の確定申告書（一般的に発行される直近の期間に係るもの）
- ③ 給与の支払明細書（1年以内に発行された任意の2か月分のもの）
- ④ 年金通知書（一般的に発行される直近の期間に係るもの）